

# 公立学校共済組合四国中央病院における公的研究費に関する不正防止計画

平成28年3月1日  
病院長承認

公立学校共済組合四国中央病院（以下「当院」という。）における公的研究費の適正な使用を徹底するため、「公立学校共済組合四国中央病院研究資金取扱規程」第3条の規定に基づき、次のとおり不正防止計画を策定し、その内容について確実に実施する。

## 1 管理運営体制の整備

### (1) 責任体制の明確化

病院長を最高管理責任者、センター長を統括管理責任者、副センター長をコンプライアンス推進責任者とし、当院の公的研究費の運営及び管理についての責任体制を明確にする。また、これら責任体制をホームページ等で公表する。

### (2) 競争的資金相談窓口の設置

競争的資金に関する応募・交付申請に係る手続き、関係規則の周知徹底及び統一的な運用を図るため、相談窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する。また、相談窓口について、周知を図る。

### (3) 内部監査体制の強化

監査担当は、当院全体の視点からモニタリング及び内部監査を実施するとともに、体制の不備の検証を行う。

また、監査担当は、不正発生要因や監査の重点項目について必要に応じ会計監査人と情報交換を行い、監査マニュアルに基づき、効率的、効果的かつ多角的な内部監査を実施する。

## 2 コンプライアンスの徹底

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、公的研究費に係る不正を防止し、適正な管理を促進するため、当院職員の意識向上を目的として、教育・研修を実施し、その受講状況を管理監督する。

不正防止計画推進部署（総務課）は、研究者等に説明会、ホームページ等を通じ「公立学校共済組合四国中央病院（臨床研究センター）における公正な研究遂行のための行動規範」及び関係規則の周知徹底を図る。教育・研修を受講した職員、等及び競争的資金に採択された研究者からは、関係規則を理解しこれを遵守する旨の誓約書を提出させる。

コンプライアンス推進責任者と事務部門は共同し、研究者が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているかを適時モニタリングし、必要であれば指導する。

## 3 公的研究費の適切な運営・管理活動

### (1) 職務権限及び関係規則の明確化

公的研究費に係る事務処理については、研究者と事務職員の権限と責任を明確に定め、理解の共有を図るとともに、関係規則と業務実態が乖離していないか把握し、

適切な公的研究費の運営・管理を行う。

## (2) 取引業者に求める誓約書

当院と取引を行う者に対し、当院関係規則等を遵守し、いかなる不正や不適切な契約も行わないこと、及び当院が実施する監査、調査への協力等を記載した誓約書の提出を要請する。

## (3) 検収と物品管理の確実な実施

当院に納入されるすべての物品等は、検収担当係（経営企画課員）が発注書、納品書と照合し確実に検収を実施して、業者等による納入物品の持ち帰り、反復使用を防止する。納入後の物品は当院規則等に従って適切に管理し、特に、パソコン等の換金性が高い物品は金額の多寡にかかわらず適切に管理を行う。

なお、上記の検収担当係の検収確認のないものは、当院への納品等とは認めず、納入業者が適切に検収を受けていない場合には、取引停止等の厳格な措置を講ずる。

## (4) 旅費の事実確認

出張者が出張報告書を作成するに当たり、用務が研究打合せ等である場合は、相手方と打合せを行った日時等事実が確認できる資料の写しを添付させる。また、学会出席等である場合は、その事実が確認できる資料の写しを添付させ、事実確認を確実に行う。

## (5) 謝金の事実確認

業務従事者（学生等）は、業務開始前に事務担当者（総務課員）から勤務条件及び不正使用に関する説明を受け、日々の業務終了後、業務依頼者（研究者）に業務内容及び勤務時間の確認を受けて、1月分を取りまとめた実施済報告書を事務確認者（総務課員）に提出し、事務確認者は、提出された実施済報告書により、その業務内容等の確認を確実にを行う。

## 4 不正使用対応手続き等の明確化

### (1) 不正使用告発窓口の設置

不正使用に関する告発又は相談を受ける窓口を総務課に設置し、不正使用告発窓口の設置について、周知を図る。

### (2) 不正使用への対応手続きの明確化

不正使用への対応は、「公立学校共済組合四国中央病院（臨床研究センター）における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規程」に基づき、適切に取り扱う。また、不正使用が行われたと認定された場合は、取扱規程に基づき、調査結果を公表するとともに、必要な処分等の措置を講ずる。

## 5 不正防止計画の点検・評価

不正防止計画推進部署（総務課）は、常に公的研究費に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、その見直しを図る。また、監査結果の分析、対策を立案し、コンプライアンス教育等を通じ構成員に周知させる。